

審 第 2 9 6 6 号
答 申 第 5 5 8 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月25日付け市川健福第1718号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第968号

平成30年11月3日付けで審査請求人から提起された、平成30年9月7日付け市川健福第1190号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年9月16日付け市川健福第1154号「違反食品（疑い）等について（回答）」が記録された電磁的記録について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年8月17日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成27年9月15日付け市川健福第1154号記載の（回答）で、元となった調査内容全て（根拠及び聞き取りも含む）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「違反食品（疑い）等について（依頼）」（以下「本件対象文書1」という。）、「食品営業施設等の苦情処理票（2）」（以下「本件対象文書2」という。）及び「違反食品（疑い）等について（回答）」（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3と併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同年9月7日付け市川健福第1190号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年11月3日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「千葉県知事が行った平成30年9月7日付けの行政文書部分開示処分（市川健福第1190号）を取り消す」との裁決を求める。

マスキングの開示を求める。

この決定を取り消し、改めて調査を求める。

請求人には、真実を知る権利がある。

2 審査請求の理由

船橋市保健所の調査依頼書と市川市保健所の千葉県に提出した報告書に相違がある。

市川保健所報告書は、何を目的に調査？されたものなのかはつきりしない。

依頼書とずれている。

調査内容全文を情報公開している。

上記の理由をもって、行政文書開示請求書の件名・内容に合わない。

仕事をやっていることを見せるための調査と思わざるをえない。調査とは言えない。

・違反食品（疑い）等について（回答）市川健福1154号

・食品営業施設等の苦情処理票（2）2枚

・市川健康福祉センター（保健所）FAX

（具体的には別紙記載）

別紙

・違反食品（疑い）等について（回答）

2（1）内容：5種類 賞味期限

反論：平成27年9月4日船橋市保健所発送「違反食品（疑い）等について（依頼）」

内容は、4種類となっている。

また、2015年9月10日市川健康福祉センター（保健所）宛 FAX

内容：5種類になっている。3 賞味期限の文字に誤りがある。

もともと、チーズには賞味の食品表示などない。

（2）加工者名等は不明がメーカー購入 販売元にすり替わっている。

不明なはずなどない。

船橋市保健所 上記（依頼）7/7に輸入元名称の記載がある。

加工者名等は、〇〇〇〇担当社員経由で輸入元に聞いていけばわかった内容である。

(3) 記録ノートの確認は、〇〇〇〇 担当社員に聞いてもわからない。

派遣元の所有物なのだから。担当社員は、派遣元の連絡先を知っている。

〇〇〇〇担当社員経由で派遣元に聞いていけばわかった内容である。

市川市保健所は、派遣元が〇〇〇〇の関連会社と知っていたはずである。

〇〇〇〇担当社員に聞いてもらえばわかった内容である。

3 施設の衛生管理等

(1) ショーケース及び保管庫の温度管理の状況

・ 1日3回温度を記録していた。

反論：記録票のコピーを取っていない。

・ ショーケース内の商品は全てロードライン内に陳列していた。

反論：ロードライン内の通気口の汚さ・排水溝の汚さを問題にしている
のであって陳列の位置を問題にはしていない。証拠の写真もない。

(2) 従業員の手洗い状況

常に使用できる状態であった。立入時に問題等はなかった。

反論：排水溝の汚さを問題にしたが、問題等とはどこが問題なかった。
と、言っているのか記載がない。

(3) 保管庫内等も整理されていた。

冷蔵庫に商品が何パーセント入っているのかを、問題にしているの
であって。

整理されているかどうかなど求めている。

*船橋市保健所からの依頼書を読んでいると、容易にわかる事である。

読んでいるとは思えない。*

食品営業施設等の苦情処理票 (2)

上記の文書が2枚ある。同じものが、バラバラに閉じられている。

平成30年10月29日 市川市保健所生活衛生課〇〇〇〇氏 (現 担当) に連絡
内容についての質問をしたが。回答は殆ど「当時の人がいないから、わからない。」
だった。

どのような職業であっても異動があるのは通常である。

ならば、誰が見てもわかるように記録するのが重要なのではないだろうか。

市川市保健所は、普通の仕事をしていれば、前述掲げた初歩的な間違いなどありえない。

真摯に仕事をしているとは、到底思えない。

結論

この決定を取り消して、マスクングの開示・再調査を求めます。

追加分

市川保健所の文書の中で、不適切な部分があったので追加分として提出いたします。

内容は、以下のとおりです。

食品営業施設等の苦情処理票（2）

届け出内容及び苦情の経過 下から2行目 罵声を浴びせられた。に対して

〇〇〇〇氏はどういう対応に対して「罵声」を浴びせられたと、言っているのか不明です。

罵声を浴びせられたというのなら、具体的にどのような言葉だったのか。記載してください。

〇〇〇〇氏の個人的感情論です。少しは、公務員であるという自覚を、持っていたかなければ困ります。

私は、根拠をもってお話・説明させていただいております。

何回話をしても理解してもらえず、具体例まであげて話をいたしました。結局、理解してもらえない、私の気持ちを察して頂きたいと思います。

別紙の内容が、その証拠です。私は、今回初めて市川市保健所が、船橋市保健所の依頼書を理解していない。ことが、よく分かりました。

（その他として）

- ・黒カビ部分を取り除いて、試食に供されている事実。
- ・何のための食品衛生責任者の資格なのか。自治体での食中毒等の事故報告が多い。と聞いております。当然、講義も聞かず、寝ていればわかるはずがありません。内容は、大学で習う公衆衛生学・微生物学なので、結構 高度な内容でした。寝ていては、理解できません。が保健所は重く見ていないのが実態です。

〇〇〇〇担当 〇〇〇〇課長は、カビのことも温度管理のこともなにも知らなかった。講習を聞いていれば、報告書・記録の重要性も知っていたはずです。

何のための、食品衛生責任者の資格なのでしょうか。

また、食品衛生責任者のテキストには、苦情への対応 不適切な対応の中で

- ・責任者は知らん顔している。
- ・苦情の内容を最初から疑ってかかる。
- ・「金さえ返せば文句ないだろう」式の対応をする。
- ・調査を約束しても、調査せず、苦情者に報告もしない。

このとおりの対応を輸入元にされています。

文書を読んでくだされば、容易に理解いただけることと存じます。

市川保健所から調査に入る時は、予め相手方に連絡してから入ると言われたので。

それでは、抜き打ちで入らないと意味がない。と、話しました。

私は、市川市保健所は調査に入るのに、相手方に連絡してから入るということを知りました。

平成30年10月

情報公開された内容に主語・目的語が抜けていて意味が分からないので連絡しました。と、話したところいきなり

市川市保健所職員：「言った言わないになりたくないの、録音を取らせて下さい。」

「〇〇〇〇と話すのなら録音取る必要が無いから。」

〇〇〇〇：「録音取って下さい。」

市川市保健所職員：「録音取らない。〇〇〇〇さんが取るんでしょ。」と、喧嘩腰だった。驚きました。

公文書公開内容に対して疑問点の回答を得るために連絡をいたしました。

喧嘩腰・強い口調で、いきなり言われるとは思っていませんでした。

市川市保健所の対応のやり方なのだと。いうことを知りました。

3 反論書の要旨

平成30年12月10日付 市川市保健所 弁明書に対する反論は以下のとおりである。

千葉県衛生指導課及び市川市保健所の弁明内容は、判で押したように同じである。不信感を覚える。

2 却下を求める弁明の理由； 1行目行政不服審査法～3行目第46条及び（法

第3条及び49条)制度である。

これを本件についてみると、～却下を免れない。

反論； 法第2条・第46条・第3条・第49条の何が、法の許容しない審査請求なのか説明を求める。法の羅列に過ぎず、処分庁の主張には根拠が判然としていない。

反論； 弁明の段階で、結論と思われる主張をすることは、始めから、この結論ありき。かつ審査会設置 そのものの意味を問わざるを得ない。

3 事案の概要； 次頁 1行目 知事が、～4行目 特定した上で
以下「本件決定」という。)をしたことから、～改めて調査等を求めた事案である。

反論； 特定したうえでと、対象文書1・2・3を提示しているが、この弁明書からはその趣旨が明確に示されていない。この趣旨を、行政文書部分開示決定と結びつけているようだが。これについては、請求人の提出している審査請求書 4 審査請求の理由を今一度、ご参照いただきたい。

反論；

4 処分の内容； (1) 審査請求に係る処分～以下

反論； 処分の内容との大見出しが記載されているが。(1)のみが処分の内容となっている。

以下は、経緯等の羅列にすぎない。

(イ) 本件対象文書2は、～内部処理票である。

反論； 本件対象文書2は、同日同時間記載文書が、2組情報公開されている。

請求人の聞き取りから始まっているのに、処分庁は聞き取りの文言の記載を忘れている。[4処分の内容イ対象行政文書のe食品等の苦情処理票(2)には聞き取り事項を聞き取りした処理票である。との記載がある。]

・平成27年9月7日(月)13時頃、千葉県衛生指導課からメールにより船橋市保健所の調査依頼

同日、14時16分 請求人より調査依頼の確認

対応；〇〇〇〇職員となっているが。調査依頼を見ていない。一読していれば苦情処理票の☎欄にナンバーディスプレイとは書かない。

・2組目には、仕事に 〇〇〇〇職員の根拠のない個人的感情論も含まれ

ている。

・苦情処理票；また、店舗の調査については抜き打ちでするようにと訴えていた。

反論； 船橋市労働基準監督署に、この当時 労基署は調査に入るのに予め相手方に連絡して入るのか。と、聞いたところ。調査に入る意味がないよ。」と、言われた。

市川市保健所は、調査に対しての考え方が違う事を知った。

【調査結果】については、請求人が提出した、審査請求書 別紙2で反論している。

(ウ) 本件対象文書3は、～内部資料である。

反論； 根拠となった内部資料と、あるが。この文書は、回答するための文書(案)であって、根拠の記載はない。どこが、何の根拠になっているのか。具体的に説明を求める。

この回答には、調査の裏付けとなる写真等の証拠が、一つもない。

汚れ等はなかったなど、信憑性に欠ける。

d ナチュラルチーズの商品情報について；

反論； ○○○○職員から、

①相手方からデータを、貰ったりすることは、よくあること。

②ショーケース内で、冷蔵保持するために、ここを超えないようにして下さい。

【調査結果】商品(チーズ)を特定する情報について調査し、保健所に報告するように依頼。

①②から、この調査に保健所が、どの程度関わっていたのか、疑問である。

相手方からのデータが間違えていたら、真実は皆無である。

調査をされる側のデータを信じられることに、いろいろな意味疑問である。が、これが現実だ。

相手方に調査報告させていることを、回答書に記載しているだけなのだろうか？

立ち入り調査のみの調査だったのだろうか？

e 写真

反論； 調査時に撮影したものとあるが。苦情内容の写真を撮っていない。肝心の写真が抜けている。

5 処分の理由全般

反論； 弁明書1から5に至るまでの内容が同じである。処分庁の言わんとしていることは、部分開示のこのみで。結局は、2 却下を求める弁明の理由にあるように、一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。と、主張しているに過ぎない。

処分庁は、項目を設けて理解しやすいようにと計らっているのだろうが。内容が同じ文言の繰り返しになっているため。非常にわかりづらい。こんなに、文書を書く必要を感じられない。

6 弁明の内容； 請求人の改めて調査を求めるという主張には理由がない。

反論； 実際、調査に調査を受けている立場の相手方を使い報告させる行為。調査結果に対しての、根拠となる証拠がない。

賞味期限を消費期限と間違える。調査する前の勉強をしていない。

温度管理も基本的な設定温度を知らない。

冷蔵庫の中には普通 何パーセントの商品を入れるのかも知らない。

担当課に質問をしても「当時の担当者がいないから。」と言いつける。等々。あげれば限がない。

このような姿勢で、処分庁は市川保健所が、これで調査をしていると言えるのだろうか？

処分庁は、[開示しない部分及び開示しない理由] 千葉県情報公開条例第2号及び3号該当項目としているが。保健所の立場として、これだけが不開示の理由なのか。鑑みたときに、そのほかにも公開できない理由があるのではないかと、推測する。

請求人は、マスキングの下に調査結果の根拠があるのだと思い、マスキングを外してもらいたかった。がしかし、弁明書を読むと根拠になるものは、どこにもないことを知った。

であれば、再調査をしてもらわなければならない。処分庁の言う法の許容しない審査請求にはあたらない。

件名の内容の調査は、行われていなかったのだから。

以上

追記

市川保健所 ○○○○職員は、弁明書の反論書の送付先等。事務手続きについて質問をすると、「ちょっと聞いてみます。」と言って即保留にする。誰に聞いているのか聞くと「県の審査情報課に聞いている。」との回答。

県の審査情報課に、聞いた旨を話すと「担当課が窓口になっている。」との回答。

担当課が窓口であれば、最低限の事務手続きの方法を回答できて普通である。

いつかかって来るかわからない回答を待っていることは、待たされる身としては苦痛である。

事実、弁明書の内容の件で、千葉県審査情報課調整班に連絡したところ、担当の衛生指導課と言われたので。衛生指導課から連絡が欲しい。なるべく、今日中にと話したが。

平成31年1月8日 16時27分まで連絡がなかったので。こちらからかけた。謝るわけでもなく。質問をしても無言になる時間が多く、とても迷惑である。質問されて困るのなら、難しい文書にしなければいいのにと。思わざるを得ない。同時に、弁明書を書いた当事者が答えに詰まっていたら、誰かに書いてもらったのかと。不信になる。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件各対象文書の内容

- (1) 本件対象文書1は、平成27年9月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛生指導課長から千葉県健康福祉部衛生指導課（以下「衛生指導課」という。）長宛てに調査依頼があり、さらに同月8日付け衛第658号で千葉県健康福祉部長から市川健康福祉センター（以下「センター」という。）長宛てに調査依頼されたものを供覧した文書である。本件対象文書1は、次に掲げる文書から構成されており、その内容は次のとおりである。

ア 起案用紙

同月8日付け衛第658号を供覧処理したものである。

イ 同月8日付け衛第658号違反食品（疑い）等について（依頼）

同月4日付け船保衛第849号で同保健所衛生指導課長から衛生指導課長宛てに調査依頼があったため、同月8日付け衛第658号で同部長からセンター長

宛てに調査依頼されたものである。

ウ 船橋市保健所 F A X 送信票

同保健所衛生指導課食品指導係から衛生指導課に調査を依頼する旨の F A X 送信票である。

エ 同月 4 日付け船保衛第 8 4 9 号違反食品（疑い）等について（依頼）

同月 4 日付け船保衛第 8 4 9 号で同保健所衛生指導課長から衛生指導課長宛てに調査を依頼されたものである。

オ 食品等の苦情処理票

同保健所が届出者から届出事項を聞き取りした処理票である。

(2) 本件対象文書 2 は、センターにおいて同月 7 日に食品営業施設等の苦情の届出内容及び経過を記載した内部処理票である。

(3) 本件対象文書 3 は、本件対象文書 1 を受け、違反食品（疑い）等についての調査結果を回答するために起案処理したもの及び根拠となった内部資料である。本件対象文書 3 は、次に掲げる文書から構成されており、その内容は次のとおりである。

ア 起案用紙

同月 1 6 日付け市川健福第 1 1 5 4 号の起案処理したものである。

イ 違反食品（疑い）等について（回答）

同部長の調査依頼に対して、同月 1 6 日付け市川健福第 1 1 5 4 号で回答したものである。

ウ 食品営業施設等の苦情処理票（2）

本件対象文書 2 に調査結果を追記した処理票である。

エ ナチュラルチーズの商品情報について

商品について店舗から F A X で報告のあったものである。

オ 写真

調査時に店内を撮影したものである。

2 処分の理由（部分開示の理由について）

(1) 条例第 8 条第 2 号該当性について

本件対象文書 1 記載の「届出者の氏名」、本件対象文書 2 記載の「届出者の氏名」及び「性別及び電話番号」並びに本件対象文書 3 記載の「届出者の氏名」及び「性別及び電話番号」は、届出者が食品等の苦情に関して、届出した苦情処理票に係る

情報である。また、本件対象文書3記載の「店員名」、「所属名」、「役職名」、「社員名」及び「顔写真」は、届出者が食品等の苦情に関して届出した内容に基づく調査によって判明した情報である。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、これらは、条例第8条第2号ただし書には該当しないものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1記載の「販売店の屋号及び所在地」は、同保健所衛生指導課長が衛生指導課長に同月4日付け船保衛第849号で調査依頼した内容であり、届出者が食品等の苦情に関して、届出した苦情処理票に係る情報である。「届出事項に記載の事業者の特徴を説明する部分」及び「営業所名称及び営業所住所並びに店舗営業者名」、本件対象文書2記載の「対象施設の所在地及び名称」並びに本件対象文書3記載の「商品名」、「店舗営業者名」及び「対象施設の所在地及び名称並びに電話番号」は、当該事業者を特定できる情報であって、公にすることにより県が当該事業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。これによって、当該事業者が法令違反を行ったかのような臆測を消費者に生じさせることにより、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

本件対象文書1及び2記載の「輸入者名」並びに本件対象文書3記載の「輸入・販売元の名称」及び「所在地及び連絡先（電話番号）」は、取引先情報という当該事業者の経営上の内部管理情報であり、また、当該事業者の特定に至る情報であることから、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらは、同条第3号ただし書には該当しないものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨では「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。マスキングの開示を求める。この決定を取り消し、改めて調査を求める。請求人には、真実を知る権利がある。」と、審査請求の理由では「船橋市保健所の調査依頼書と市川市保健所の千葉県に提出した報告書に相違がある。市川保健所報告書は、何を目的に調査？されたものなのかははっきりしない。依頼書とずれている。調査内容全文を情報公開している。上記の理由をもって、行政文書開示請求書の件名・内容に合わない。仕事をやっていることを見せるための調査と思わざるをえない。調査とは言えない。」

などと主張する。

しかしながら、審査請求人がいう決定を取り消し、改めて調査を求めるとの請求については、同法の許容しない審査請求であるから、審査請求人の改めて調査を求めるとい主張には理由がない。

また、審査請求人がいう本件決定を取り消すとの裁決を求めるとの請求及びマスキングの開示を求めるとの請求については、上記2で開示しない理由を説明しており、同条第2号又は第3号に該当していることから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の本件決定を取り消すとの裁決を求め、マスキングの開示を求めるとい主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件対象文書1は、平成27年9月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛生指導課長から衛生指導課長に調査の依頼があり、さらに同月8日付け衛第658号で千葉県健康福祉部長から当該調査の対象となる施設を管轄するセンター長に調査を依頼したことに係る供覧文書であり、起案用紙(その一)、供覧する旨が記載された起案用紙(その二)、違反食品(疑い)等について(依頼)(同月8日付け衛第658号)、船橋市保健所FAX送信票、違反食品(疑い)等について(依頼)(同月4日付け船保衛第849号)及び食品等の苦情処理票から構成されている。

本件対象文書2は、センターにおいて同月7日に受け付けた食品営業施設等の苦情の届出内容及び経過を記載した処理票である。

本件対象文書3は、本件対象文書1を受け当該調査の結果に関し、調査を依頼した同部長に、当該結果を回答したことに係る決裁文書であり、起案用紙(その一)、伺い文が記載された起案用紙(その二)、同月16日付け市川健福第1154号の案文である違反食品(疑い)等について(回答)、食品営業施設等の苦情処理票(2)、同月10日付けナチュラルチーズの商品情報について及び写真から構成されている。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書1に記載された情報のうち、届出者の氏名を条例第8条第2号に該当するとして、販売店の屋号及び所在地、届出事項に記載された事業者の特徴を説明する部分、営業所名称、営業所住所、輸入者の名称並びに店舗における営業者の名称を同条第3号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

また、実施機関は、本件対象文書2に記載された情報のうち、届出者の氏名、性別及び電話番号を同条第2号に該当するとして、対象となる施設の所在地及び名称並びに輸入者の名称を同条第3号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

また、実施機関は、本件対象文書3に記載された情報のうち、届出者の氏名、性別及び電話番号、店員名、役職名、所属名、社員名並びに顔写真を同条第2号に該当するとして、商品名、輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号、店舗における営業者並びに対象となる施設の名称、所在地及び電話番号を同条第3号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、実施機関が行った本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 本件対象文書1について

ア 届出者の氏名について

届出者の氏名は、同保健所に苦情の届出を行った個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該氏名は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 本件営業者に係る情報について

販売店の屋号及び所在地、届出事項に記載された事業者の特徴を説明する部分、営業所名称、営業所住所並びに店舗における営業者の名称は、営業を営む法人（以下「本件営業者」という。）を特定できる情報であって、開示することにより、実施機関が本件営業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。

ところで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条は、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定し、実施機関は、同法又は同法に基づく処分に違反して処分を受けた者又は書面による行政指導を受けた者の名称等を公表している

ところである。

本事案について実施機関に確認したところ、本件営業者が公表された事案ではないとのことであった。

この点、当該公表が行われていない事案においてこれらの情報が公的機関の情報として解説抜きに具体的な苦情の内容とともに公開されると、これらの情報と具体的な苦情の内容が結びついて理解され、本件営業者について苦情の申出があったとの文書に記載された情報の客観的な意味の内容を超えて、違法、不当な事業活動を本件営業者が行っていると誤解され、公的機関の認定した客観的な事実に基づく情報と誤解されて取り扱われるおそれがあると認められる。

そうすると、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件営業者の社会的評価の低下を招くことになり、本件営業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第3号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 輸入者の名称について

輸入者の名称は、上記イと同様、当該情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、輸入業者が扱った商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品を扱った輸入業者（以下「本件輸入業者」という。）の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 届出者の氏名、性別及び電話番号について

届出者の氏名、性別及び電話番号は、同保健所に苦情の届出を行った個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 対象となる施設の所在地及び名称について

対象となる施設の所在地及び名称は、本件営業者を特定できる情報であって、

開示することにより、実施機関が本件営業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。

そうすると、上記（１）イと同様、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件営業者の社会的評価の低下を招くことになり、本件営業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同条第３号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 輸入者の名称について

輸入者の名称は、上記（１）ウと同様、当該情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件輸入業者が扱った商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品を扱った本件輸入業者の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

（３）本件対象文書３について

ア 届出者の氏名、性別及び電話番号、店員名、役職名、所属名、社員名並びに顔写真について

届出者の氏名、性別及び電話番号、店員名、役職名、所属名、社員名並びに顔写真は、同保健所に苦情の届出を行った個人、本件営業者に勤務する個人及び当該店舗を訪れた一般の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第２号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 商品名について

商品名は、上記（１）イと同様、当該情報が公開されると、苦情内容の真偽にかかわらず、本件輸入業者が扱った当該商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品名から本件輸入業者が容易に判明し得ることから、本件輸入業者の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同条第3号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号について

輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号は、上記（1）イと同様、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件輸入業者が扱った商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品を扱った本件輸入業者の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

エ 店舗における営業者並びに対象となる施設の名称、所在地及び電話番号について

店舗における営業者並びに対象となる施設の名称、所在地及び電話番号は、本件営業者を特定できる情報であって、開示することにより、実施機関が本件営業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。

そうすると、上記（1）イと同様、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件営業者の社会的評価の低下を招くことになり、本件営業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 本件各対象文書以外の本件請求に係る行政文書の特定について

(1) 当審査会が確認したところ、本件各対象文書に係る業務が行われた経緯は次のとおりである。

ア 業務の一般的な流れについて

食品に関する苦情の処理は、原則として苦情を受け付けた保健所が行うことになるが、苦情の対象となった食品を販売等していた施設が、苦情を受け付けた保健所の管轄ではない地域に位置する場合、苦情を受け付けた保健所から当該施設を管轄する保健所に苦情の処理を依頼する。そして、苦情の処理を実施した保健所は、その処理の結果を苦情を受け付けた保健所に回答する。その後、苦情を受け付けた保健所が苦情の届出人に回答することとなっている。

イ 本事案について

(ア) 本事案では、苦情の届出は船橋市保健所に行われているが、当該施設が船橋市保健所の管轄する地域ではなく、衛生指導課の管轄する地域に位置するものであったことから、同保健所が衛生指導課にファクシミリ装置を使用して調査依頼した。

その後、衛生指導課は、実際に調査を行うセンターに対し、調査を行った上で回答するよう電子メール（以下「本件電子メール1」という。）で依頼した。

(イ) センターは、当該施設に調査を行い、その結果を衛生指導課に電子メール（以下「本件電子メール2」という。）で回答した。

衛生指導課は、苦情の届出が行われた同保健所に、事前に調査の結果が記録された電磁的記録を添付し、文書を別途発送する旨を伝える電子メール（以下「本件電子メール3」という。）を送信した上で、当該文書を送付した。

(2) ところで、審査請求人が本件請求に係る対象文書が不足している旨主張している諮問第967号において、実施機関が当該文書の再度探索を行った結果、本件請求に関連すると考えられる平成27年9月16日付け市川健福第1154号「違反食品（疑い）等について（回答）」が記録された電磁的記録（以下「本件電磁的記録」という。）が確認された。

そこで、本件電磁的記録が本件請求の対象となる行政文書に該当するか否かについて、次のとおり検討する。

(3) 本件電磁的記録について

ア 本件電磁的記録が、本件請求に係る対象文書に該当するかどうかの判断に当たっては、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなり、それら自体が、条例第2条第2項に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当するかどうかの判断を行うこととなる。

イ 本件においては、実施機関の説明によれば、本件電磁的記録を添付した本件電子メール2が衛生指導課に送信されたと考えられるとのことであり、この説明について、不自然、不合理な点は認められない。

このような本件電磁的記録の利用、保存等の状況に照らすと、本件電磁的記録

は「組織的に用いるもの」に該当すると考えられる。

したがって、本件電磁的記録は、条例第2条本文に規定する行政文書に該当すると認められる。

また、本件電磁的記録は、上記第2 2の「元となった調査内容全て（根拠及び聞き取りも含む）」に含まれるものと考えられ、本件請求に係る対象文書に該当するものと認められる。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件電磁的記録について、開示決定等をすべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月25日	諮問書の受付
平成31年 1月18日	反論書の写しの受付
令和 元年 5月 7日	口頭意見陳述に係る記録の写しの受付
令和 元年10月30日	審議
令和 元年11月27日	審議
令和 元年12月18日	審議
令和 2年 1月29日	審議
令和 2年 2月26日	審議
令和 2年 3月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)